

企業会計基準委員会御中

平成 15 年 9 月 3 日
公認会計士 前 田 武 和

適用指針公開草案第 6 号に対する所見

経済的残存使用年数

第 20 項第一文節が示すように、見積り技術は決して容易ではない。

第 90 項第一文節は文学的な表現で経済的残存使用年数を説明している。この説明は事後的には妥当するが、事前の見積りには有効とは思えない。

ところで、企業が簡便法によらないで税法の残存耐用年数とは異なる年数をもって経済的残存耐用年数と主張する場合に

あくまで第 20 項の技術的根拠を示して主張すべきか、第 90 項の「時点」の到来を予測する経営判断を示すだけで主張できる余地を認める趣旨なのか、分明ではない。

妥当性の確認について

第 111 項第三文節は、企業が見積値から乖離するリスクを将来 C F の見積りに反映させる手法を採用した場合について妥当性の確認を求めている。

第 35 項(2)は「大きく相違しないことを確認する必要がある。」と述べるが、相違が認められた場合の措置については触れるところがない。明確にすべきではないか。

第 41 項の割引率

(1) 資産に固有のリスクを反映した収益率

第 117 項第一文節の末尾の文章は、ハードルレートや事業部別コストを活用している企業を想定しているが、残念ながらわが国の実状からはかけ離れた想定のように思う。啓蒙に特別の配慮をお願いしたい。

(2) 当該企業に要求される資本コスト

〔設例 5〕には C A P M を含んだ説明があるのに第 41 項には概念の説明すら見出せない。

値など必要な情報が安価に容易に利用できる環境が必要であるし、資本投資のリターン分析などを積極的に行われるような環境づくりに意を配っていただきたい。

以 上